

こんなときに国民年金の届出が必要です

■問合せ
室蘭年金事務所
(お客様相談室)
☎0143-50-1004
住民課住民・戸籍
年金グループ
☎74-3002

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての方が加入しなければなりません。届出は加入するときだけでなく、被保険者種別が変わったときにも必要です。

もし、届出されなかった場合、年金額が少なくなったり受け取れない場合もありますので、必ず届出をしましょう。

●20歳になったとき

厚生年金・共済組合加入者以外は国民年金の手続きをしてください。

■必要なもの 印鑑

■届出先 本庁住民課・各支所または室蘭年金事務所

●会社を退職したとき

国民年金加入の手続きをしてください。被扶養配偶者も同様です。

■必要なもの 印鑑、本人・配偶者の年金手帳、退職年月日のわかるもの(離職票、雇

用保険被保険者証など)

■届出先 本庁住民課・各支所または室蘭年金事務所

第三者行為で介護サービスを受ける時は届出が必要です

■問合せ
健康福祉課
介護保険グループ
☎74-3001

介護保険の被保険者の方は、交通事故などの第三者行為によって状態が悪化した場合でも介護保険サービスを受けることが出来ます。

ただし、介護保険サービスの提供にかかった費用は加害者が負担するのが原則です。で、町が一時的に立て替えたあとで加害者へ請求することになります。

町が支払った介護給付が第三者行為によるものかを把握する必要があります。平成28年4月1日から、介護保険の第1号被保険者(65歳以上)

の方が、交通事故等の第三者行為を起因として介護保険のサービスを受けた場合は、届出が必要となりました。

交通事故等により要介護状

態になった場合や、状態が悪化した場合は、健康福祉課介護保険グループへ届出をお願いします。

看板等の落下物防止対策について

■問合せ
建設課管理・土木・都市計画グループ
☎74-3007

昨年、札幌市でビルの壁面から看板が落下し、歩行者が重傷を負う重大な事故が発生しました。

●看板や外装材などは劣化すると危険です

建築物に設置された看板や外装材などは経年劣化により、腐食や剥離などが進み、特に強風や地震などの際に落下し、重大な事故につながるおそれがあります。さらに、災害時には落下物が避難の妨げになることもあります。

●必要な対策

建物の所有者・管理者は、日頃の点検や定期報告を通して、看板や外装材などの劣化状況を把握し、異常が認められた場合は早急に補修・改修

を行うなど適切な維持管理を行ってください。

●看板や外壁のチェックポイント

- ・看板などに、さび、支持部分の劣化はありませんか。
- ・外装材にひびわれ、はがれ、浮きなどはありませんか。
- ・外壁劣化など、目視できないものもあります。必要に応じて建築士などの専門家による調査を行いましょう。

行政に関わるくらしの無料相談会開催

■問合せ
住民課住民・戸籍
年金グループ
☎74-3002

相続手続き、遺言書の作成や、契約手続き、また官公署に提出する書類の作成などの相談に応じます。事前予約の必要はありません。

■日時 6月18日(土) 9時30分～12時

■場所 母と子の館研修室

■申込み 北海道行政書士会 室蘭支部(☎76・3558・担当後

)

■主催 藤)／住民課住民・戸籍年金グループ(☎74・3002) 北海道行政書士会 室蘭支部

無料法律相談会開催

■問合せ
住民課住民・戸籍
年金グループ
☎74-3002

金銭、相続、夫婦間、交通事故、消費者問題のトラブルなどの相談に応じます。必ず2日前の17時までに事前予約してください。定員(3人)になり次第締め切ります。

■日時 ①6月16日(木) ②7月7日(木)

■場所 ①虻田ふれ合いセンター ②洞爺総合センター

■担当 ①奈良泰哉弁護士(奈良法律事務所)

②阿部洋介弁護士(北海道みらい法律事務所)